

3 人権問題の現状と課題

女性

個人の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識に基づくものが見られ、それが女性に対する不利益、不平等を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)¹、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する身体的・性的・精神的な暴力という問題があります。

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、それを目にする子どもに対する影響も大きく、児童虐待との関連も指摘されています。

子ども

少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化、家庭の養育・教育機能の低下等、子どもを取り巻く社会環境の変化の中で、子どもの権利条約にうたわれている意見表明権をはじめとする種々の権利が十分に保障されているとは言い難い状況があります。

中でも児童虐待は非常に深刻な状況にあり、平成13年度(2001年度)の子ども家庭相談センターへの虐待相談件数は455件で、10年前の平成3年度(1991年度)と比較すると約27倍に増加しています。

また、学校におけるいじめや暴力行為、不登校の増加という問題があります。

高齢者

高齢化が急速に進行しており、今後はより一層、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期を過ごすことができる社会が求められています。しかし、単に高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分に確保されていない状況があります。

他方で、高齢者に対する虐待(介護の放棄や拒否を含む)や、判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しています。また、施設等における身体拘束という問題もあります。

障害者

障害のある人もない人も、より身近な地域社会でともに生活することが求められています。しかし、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、物理的、制度的な障壁も存在します。また、就労をはじめとする社会参画の場が十分に確保されていない状況があります。

さらに、虐待や判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しており、施設等における身体拘束という問題もあります。

同和問題

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、平成13年度（2001年度）まで30年以上にわたり、特別措置法のもとで数次にわたる継続した計画に基づき関係諸施策を推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については、相当の成果を収めてきましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。また、今なお誤った考え方や差別意識が残っており、依然として差別事象等が発生している状況もあります。

また、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて、不当な利益等を求めるえせ同和行為も後を絶たない状況があります。

外国人

近年における諸外国との人的・物的交流の拡大や平成2年（1990年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、県内に在住する外国人は南米日系人を中心に急激に増加しています。平成13年（2001年）末で24,290人であり、平成元年（1989年）の2.7倍となっています。特に南米出身の人々は約64倍にも増加しています。

このような状況の中で、外国人に対する理解不足から差別や偏見が見受けられるとともに、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野で問題が生じています。例えば、子どもの教育に関しては、日本語の能力が不十分なため、人間関係がうまくいかないこと、学校の授業を理解できないことを原因として、不登校になっているケース等もあります。また、高校進学が困難な状況もあります。

また、歴史的経緯からやむを得ず在住しなければならなくなった韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見は依然として残っています。

患者

近年、医療技術の進歩、疾病構造の変化、人口構造の変化、県民の生活水準の向上等により、健康や病気に関する意識や価値観が大きく変わってきており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

しかし、患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ²の確保・向上という面から見て療養環境が十分整備されているとは言えません。また、医療従事者と患者との間の相互協力関係が十分に築かれていない状況もあります。さらに、医療事故、医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談し、苦情を申し立てる仕組みもまだまだ十分ではありません。

エイズ患者・HIV感染者や難病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。また、ハンセン病療養所入所者等については、差別や偏見の存在とともに、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況があります。

以上のほかにも、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

用語の解説

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含む。

2 クオリティー・オブ・ライフ

生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方。